

## 大阪市規則第 4 号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部  
を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成 5 年大阪市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(一般廃棄物処理手数料の<u>徴収方法等</u>)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 市長は、第 1 項第 4 号の規定により手数料を徴収したとき（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に当該手数料の納付を委託した者（以下「納付委託者」という。）から徴収したときを除く。</u>）は、当該手数料を納付した者に対し、その納付した額に相当する第 1 号の 2 様式による粗大ごみ処理手数料券を交付する。</p> <p>[4 略]</p> <p><u>5 納付委託者は、その氏名又は粗大ごみの処理に係る受付番号を排出する粗大ごみに明示しなければならない。</u></p>	<p>(一般廃棄物処理手数料の<u>徴収方法</u>)</p> <p>第13条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 市長は、第 1 項第 4 号の規定により手数料を徴収したときは、<u>手数料を納付した者</u>に対し、その納付した額に相当する第 1 号の 2 様式による粗大ごみ処理手数料券を交付する。</p> <p>[4 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

### 附 則

この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。